

目次

D I -CV-1st-1★訴状20190314	2
D I -CV-1st-2★証拠20190520	10
D I -CV-1st-3★甲1号証-反訳書	11
D I -CV-1st-4★甲2号証-反訳書	14
D I -CV-1st-5★甲3号証-反訳書	15
D I -CV-1st-6★準備書面①20190620	19
D I -CV-1st-7★準備書面②20190919	22

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

訴状 D I

原告

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 2860 職業 会社員
氏名 鈴木通夫 電話 0278-72-5037
住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3334 職業
氏名 小林時雄 電話 0278-72-5735
住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 2681-1 職業
氏名 鈴木政治 電話 0278-72-5882
住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3329 職業 教員
氏名 石井恵子 電話

慰謝料請求事件 請求金額 10 万円 ちょう用印紙額 1 千円

第 1 請求の趣旨

1 被告らは原告に対し 10 万円を支払え(今回は試験訴訟です)

被告らが包囲網として加害したことは明らかであり、摘発されるべき包囲網の各人に請求すべき慰謝料は、一人当たり 3,000 万円と想定しております。

2 訴訟費用は被告らの負担とする

第 2 請求の原因

被告らは、20170212 19:00(甲 1)および 20170416 19:00(甲 2、甲 3)の住所地区の構造改善センター(みなかみ町上牧 3034)での二度の集会において、根拠無く露骨な妨害発言を重ね、また、発言の途中で他の参加者を煽動して帰宅するなど、およそ民主主義に反する非人道的な言動を繰り返して私の人格権を侵害しました。

また、それらについての私の 20180410 抗議文書(甲 4)をも無視し続けております。

これらの言動は共謀による村八分よる非人間扱の実行であり、著しく不合理で事実を否定しており、信義則(民法 1 条)違反や公序良俗(民法 90 条)違反です。

同時に生命と自由と名誉に対する脅迫であり、人格権の侵害であり不法行為です。

具体的には一個の人間として認められる権利(憲法 13 条)や自治の権利(憲法 13 条)や平等権(憲法 14 条)などの侵害です。

また、この不法行為によって著しい恐怖と屈辱を受けました。

よって民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任もしくは民法 719 条の共同不法行為責任に基き、被告らに対して慰謝料を請求します。

もし、いずれも適用可能であれば後者を適用願います。

また、もし被告らの関連共同性が認められない場合は、各人均等とします。

第 3 犯罪性の強調(脅迫と隠蔽です)

被告らの動機は要するに全社会的な村八分であり、包囲網としての威力です。

既に十年以上も前から、この慣習上の偏見に基づく迫害の輪がネットを介在して全世界に広がっています。

包囲網は信じないことにより威力によって犯罪を既成事化して来ました。

脅迫殺人(告訴状 A)と狙撃脅迫(告訴状 B)はいずれも私の生命への脅迫であることは明らかであり、また本事件もこの二つを起源とする派生事件の一つと思われまますから、包囲網は生命への脅迫の意図を常に持っているとみなしてよいと思います。

要するに、その対応があまりに露骨な非人間扱いなので、そこに不当性を演出して包囲網の威力を示そうとする意図が表れています。

つまり、ただ聞き流すだけでも隠蔽することはできるのに、敢えて私の発言を封じたり、発言の途中で帰宅したりしている点に脅迫の意図がはっきりと表れています。

こうした対応の違法性、つまり、訴えられた場合に勝ち目は無いことはあまりに自明のはずであり、一般的には選択の余地はありませんが、それらを敢えて選択し実行している点が、私限りの特殊事情(社会的孤立状態)を見越したうえで、例えば不当な判決による私の敗北等、何らかのありえない特殊な状況を前提にして「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握り潰してみせるぞ」という無言の脅迫の意図を如実に示しています。

本件の動機

本件は公衆の面前での発言妨害ですから、害意の対象は特に自由と名誉だと考えます。

なお、下記の判例に即して表現すれば、全ての言動が社会的村八分の通告とみなせます。

判例の摘示 甲 5 村八分の予告が自由と名誉への脅迫に当たるとした判例(大阪高等裁判所 昭和 30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和 32 年 9 月 13 日 破棄自判)

第 4 不当な対応(威力)の種類

包囲網の特徴は、共謀して同じ行為を繰り返すことによって露骨に威力を示すことです。

具体的には、私の訴えを全く無視して、勝手に別の観点で根拠無く正当性を言い張ります。

抗議しても、見直さず、なお無視して言い張り続けます。 これをゾンビ化と呼びます。

私の訴えとは無関係の対応なので、「それはさて置き」方式とも呼びます。

違法行為に対して適法性の推定はできませんから、これは一種の論理矛盾でもあります。

「それはさて置き」方式が複合化したものがゾンビ化です。

これらは信義則(民法 1 条)違反の連鎖であり、もはや公序良俗(民法 90 条)違反です。

これらを形態別に分解すれば次の通りです。

無視 完全無視(形式的無視)と実質的無視(私の発言や提出済文書の無視)が有りますが、い

ずれも合理的根拠を示して反論するのが原則であり、これを守らないことは相手の人格否定であり、自治の権利(自由権規約 1 条)や人間として認められる権利(憲法 13 条)の侵害であり信義則違反(民法 1 条 2 項)です。

無根 合理的な根拠が無いということであり、**虚偽**や**詭弁**も含まれます。**信義則違反**です。

抗議を無視 100%故意の無視ということであり、著しい信義則違反です。

職責放棄 職権濫用の一種であり、規定された作為義務を果たそうとしないことです。

ゾンビ化(無視 無根 抗議を無視 職責放棄 模倣 威力 等の複合形態)

究極の「それはさて置き」方式であり、実質的な会話の放棄です。

これらは信義則違反の連鎖であり、もはや公序良俗違反(民法 90 条)です。

そして、このゾンビ化対応を各機関が行って威力を示しています。

第 5 不法行為の説明

不法行為について甲 1 号証の反訳書より引用

反 P1 中(鈴木 通夫)だって、りよ、猟友の人だって、ちゃんと国から免許持ってやってるんでしょ?(説明)★★★★**抗議を無視 無根(虚偽)** まず、猟銃免許を持っている人が犯罪をしないという保証はありません。このように私の訴えを無視して勝手に根拠無く正当行為と言い張るのは、包囲網の常套手段です。これを「それはさて置き方式」と通称し、以後は説明を省略します (私)いやいや、自分も同じ目に遭うかもしれないんですよ? それを放置しとけるんですか? 反 P1 中(鈴木 通夫)だって、ちゃんと猟友会の許可証持った人達がやってることによって、吉平だけでそんなことで決議をするなんてできないでしょ?(説明)★★★★**抗議を無視 無根(虚偽)** まず「それはさて置き方式」です。また、決議できないはずありません。(私)いつ何時貴方の後ろに忍び寄って、耳元でドカンとやるかもしれないんですよ? 反 P1 中(鈴木 通夫)そ、そんな人じゃ猟友会免許取れないでしょ? 持てないでしょ?(説明)★★★★**抗議を無視 無根(虚偽)** 「それはさて置き方式」です (私)だから、発砲自体はじ、事実なんですよ? 反 P1 中(鈴木 通夫)そら、たまたま、そうゆうことが有ったってゆう、でしょ? だ、イマ、イマイさんを狙って鉄砲を発砲したわけじゃないでしょ?(説明)★★★★**抗議を無視 無根(詭弁)** 著しい公序良俗違反と信義則違反 たまたま起るはずはありませんし、狙撃の可能性も多分に有ります。これに特別な意図を感じない人は居ないはずですから事実の否定です (私)だから問題なんですよ? (鈴木 通夫)なんで? (私)私を、個人を狙ってるんだったら皆さんは安全ですよ。逆にそうじゃないから問題なんですよ? 反 P1 中(鈴木 通夫)だって山に入って猟友会してて鳥が出たりなんかしたら撃つよ?(説明)★★★★**ゾンビ化 抗議を無視 無根(詭弁)** 「それはさて置き方式」です (私)あの、私のはな、お話してる内容から考えて、そうゆう感想になるはずがないんですけど? 身の危険を感じるのが普通だと思いますが? 普通の村人だと思いますけどね? どうなんですか? 反 P1 下(鈴木 通夫)それは村で決議する問題ではないでしょ? って、(説明)★★★★**ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 無根(虚偽) 威力** 私の質問に答えていません。危険性を否定する根拠が有りません。村で決議できることです (私)どうしてなんですか?

(鈴木 通夫) 自分がその、自分 (私) ご自分だって、そうゆう目にいつ何時遭わされるかもしれないんですよ？ そうですね？ 反 P2 上(鈴木 通夫) そんなこと考えたら車だってどこだって歩けねえじゃん？ 車がいつ飛び込んで来るかわかんねえじゃん？ それじゃ。それと同じじゃん？(説明) **★★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根(詭弁) 威力 恐怖を感じる事自体がおかしい**と言ってます。「それはさて置き方式」です (私) あ、同じなんですか？ へええ。 (鈴木 通夫) 同じだっぺ？ 鉄砲だってちゃんと許可得て、車の運転士だって(説明) **★★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根(詭弁)** 「それはさて置き方式」です (私) じゃ、いつ何時、いつ何時、あの、私と同じ目に遭うかもわかんないのに、いいんですか？ 反 P2 上(鈴木 通夫) だ、車の免許と同じでしょう？ って(説明) **★★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根(詭弁)** 免許をってる人が犯罪をしないという保証は有りません。 「それはさて置き方式」です (私) 放置しとくんですか？ 反 P2 上(鈴木 通夫) や、放置じゃないでしょ？ じゃ、車の免許持ってる人が車が来たら乗る権利が有るじゃないですか？(説明) **★★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根(詭弁)** 「それはさて置き方式」です (私) いや、もちろん取り締まらない警察が一番悪いんですよ、悪いんですけども、何もしなければ自分も身の危険が及ぶかしんないんですよ？ (鈴木 通夫) だから、議長さんと約束したでしょ？ (私) どうしてですか？ 身の安全について相談するのが当り前の、あの、近所付き合いつつうか、 ですよね？ 反 P2 中(鈴木 通夫) いや、だって身の安全なんて、誰も無いもん。 だって猟友会の人達が何でさっきからこの、あの(説明) **★★★★★ゾンビ化 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 無根(詭弁)** 他の住民の意見をまだ聞いていません。 彼らに危険が及ばないという保証も有りませんから事実を否定しています (私) 誰も無い？ どうして無いんですか？ どうして無いって言い切れるん？ (鈴木 通夫) だって、いき、無いもん。 (説明) **★★★★★ゾンビ化 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 無根(詭弁) 白痴化** 他の住民に危険が及ばないという保証は有りませんから事実を否定しています。 まるで駄々っ子です (私) いや、だから、発砲されたんも血だらけになったのも事実なんですよ？ (鈴木 通夫) 血だらけ？ 何？ (私) どうしてご自分がいつなんどきそういう目に遭わないって言い切れるんですか？ (鈴木 通夫) だって、血だらけって、イマイさんがなったの？ (私) はい？ (鈴木 通夫) イマイさんがなったの？ 血だらけに。 (説明) **★白痴化** 矛先を逸らそうとしてます (私) ええ、いやいや、道が血だらけに、通り道が血だらけ。 だからそもそもね、何の為に道まで持ち出して捌く必要が有るのか？ とゆうのを突き詰めたら、完全に事件なんですよ。 反 P2 下(鈴木 通夫) 事件だったらそれは個人的に、こうゆうのが有ったから、 猟友会の人に自分で申し込んだらいいんじゃないの？ 自分で。 (説明) **★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 無根 威力 危険性を否定する根拠が有りません** (私) いや、申し込むとかじゃないですよね？ 刑事事件として、刑事事件として、実刑 10 年は絶対下らないですよ、 まともに判断されれば。 (鈴木 通夫) 何で刑事事件なの？ (私) 脅迫だからです。 反 P2 下(鈴木 通夫) 何で脅迫？ 誰を脅迫したん？ (私) はい？ 反 P2 下(鈴木 通夫) 誰を脅迫したん？ (私) おかしなことをおっしゃいますね？ 鉄砲で撃たれて、その 10 日後に通り道、血だらけにされたら、当然

あのグループがやってるんだらうなと考えるのが普通でしょ? (鈴木 通夫) いや、脅迫(私)違うんですか? 普通でしょ? 普通でしょ? 違うんですか? 反 P3 上(鈴木 通夫) その話はだって、その人達がやったか誰がやったかわからないじゃん?(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 無根 威力 私の質問に答えていません。危険性を否定する根拠が有りません。村で決議できることです(私)や、わかんないでしょ? やってるかもしんないでしょ? 反 P3 上(鈴木 通夫)だ、脅迫も何も無いじゃん?(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 無根 威力 危険性を否定する根拠が有りません。わからないのと無いのは全く別ですから事実の否定です (私)何で無いって言い切れるん? 反 P3 上(鈴木 通夫)誰がやったのかもわかんないのに、(説明)★★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根(詭弁) 身の危険を感じるはずです (私)それを脅迫だと感じないんですか? それを。 反 P3 上(鈴木 通夫)感じないね。だって誰かわかんないんだもん、(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 無根 威力 危険性を否定する根拠が有りません。事実の否定です (私)へええ、詭弁もいどこですね? 反 P3 中(鈴木 通夫)だから、こんなところでやるんじゃないかって個人的にやってください。村でやる問題じゃない、それは。(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 無根(虚偽) 威力 村で決議できることです (私)いや、だから、村でやる問題だから言ってるんでしょ? (鈴木 通夫)何で村でやる問題 (私)身の安全に関する共通の情報だから。違いますか? 反 P3 中(鈴木 通夫)違うよ。だって片一方はちゃんと許可証持ってやるんだよ? 車を運転してる人と同じだよ?(説明)★★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根(詭弁) 「それはさて置き方式」です (私)だから、そうゆう危険な行為をするハンターだったら排除すべきでしょ? 違いますか? 反 P3 中(鈴木 通夫)だから、それを村でやる話じゃないでしょ?(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 無根(虚偽) 威力 村で決議できることです (私)どうしてひとつとだと? そんなひとつとのような話ができるんですか? 反 P3 中(鈴木 通夫)はあいいや、帰るべえ。(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 無根 威力 ずっと私の発言を妨害し続け、最後はこのように一方的に発言を中止させました (村人)はい、もういいよ、帰りましょう。(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 無根 威力 (私)録れましたから。

不法行為について甲 2 号証の反訳書より引用

反 P1 上(私)途中で帰らないんだったらそれでいいですよ? 途中で帰るっての、問題外ですよね? ねえ、民主主義じゃないよね? 元々、ね? 反 P1 上(小林 時雄)ふふん、何が民主主義だよ。(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 無根 威力 前回の集会(甲 1)の私の発言の途中で帰宅してしまった事をこの集会の冒頭で抗議したのに、この言い草です (村人)だって、用事が有ればしょう

がねえんじゃないですか?(説明)★★★抗議を無視_無根(詭弁)_威力_用事が有ればそもそも参加してません (私)相手の人格を完全に否定してらいね? それ。発言始めたら帰っちゃうっつうのはさあ。違います? (小林 時雄)ふふふん、反P1上(石井 恵子)じゃ、民主主義だったら、だったら総会の議題に則ってやってから、やるべきじゃないでしょうか? それが一番の民主主義だと思います。(説明)★★★★★ゾンビ化_妨害_人格否定_著しい公序良俗違反と信義則違反_抗議を無視_無根(虚偽)_威力_私は前回の集会(甲1)で発言を妨害され中止された被害者ですから、当然に最優先で発言されるべきです。人権が多数決で否定できると言ってます。石井は教員です (私)だ、理由は言ってるじゃないですか? 逃げられちゃ困るから最初にやってるんですよ、このあいだみたいに。逃げら、逃げた人が居るから。実績が有るから言ってるんですよ? 反P1中(小林 時雄)逃げられるようなこと言うからだろ?(説明)★★★★★ゾンビ化_抗議を無視_無根_威力_またもやこの言い草です。どのへんが?この発言の真意は徹底的に追求します (私)何で逃げられるようなこと言うん? どこが? どこがだい? 言ってごらん? 反P1中(小林 時雄)聞きたくないことは聞きたくない。(説明)★★★★★ゾンビ化_抗議を無視_無根_威力_またもやこの言い草です。この発言の真意は徹底的に追求します (私)なぜ聞きたくないんだい? その理由を言ってくれ、なぜ聞きたくないの? 反P1中(小林 時雄)へへ、理由なんか無えよ。(説明)★★★★★ゾンビ化_抗議を無視_無根_威力_またもやこの言い草です。理由が無いなら妨害です (私)はい? あの、録音されてますよ? (小林 時雄)録音なんしてたって関係ねえよ、何言ってるん? (私)なんで理由が、じゃあ、なんで理由が無えんに帰るんだよ? (石井 恵子)議題をやりましょう。議題を進めましょう。(説明)★★★★★ゾンビ化_妨害_人格否定_著しい公序良俗違反と信義則違反_抗議を無視_無根(虚偽)_威力_一方的に発言を中止させようとしてます (鈴木 和男)議題を進めます、よろしいですか?(説明)★★★★★ゾンビ化_妨害_人格否定_著しい公序良俗違反と信義則違反_抗議を無視_無根(虚偽)_威力_組頭が多数決で人権を否定しました (村人)はい、お願いします。(説明)★★★★★ゾンビ化_妨害_人格否定_著しい公序良俗違反と信義則違反_抗議を無視_無根(虚偽)_威力_数決で人権を否定しました

不法行為について甲3号証の反訳書より引用

反P1中(鈴木 和男) あのう、締出しつつのはどうゆうことなんだかよくわかんねえんで、(私) いや、どうゆうことって、危険な行為をするハンターを近寄せたくないという趣旨です。(説明)★★★★★無視_白痴化_何度も説明済なのに、わからないはずはありません

反P1中(鈴木 和男) ここは、その、鳥とか獣の、なんかなってるんでしたっけ? 保護区とか。(説明)★★★★★無視_無根(詭弁)_「それはさて置き」方式です。

反P1下(私) いや、そら拘束力は無いですよ、だけど、同じ目に遭う危険を皆さん抱えるわけですよ? それを放置しといていいんですか?

反P2上(私) いや、だからさあ、真近で、30mで発砲されてんだよ? まず。その後二週間後、道、血だらけにされてんだよ? その後更に猪の死骸二回置か、置かれてんだよ? 貴方がたのねえ、対応、あの、態度がおかしいです。この中に、その中に、絡んで、そ、その件

に關与している人間が居るんだろ？ そう、そう思わせませよ、皆さんの態度は。

反 P2 中(私) ほら、おかしなこと言い出した、どうして？ 共通の身の危険に関する話でしょ？ 反 P2 中(小林 時雄)(鈴木 政治)共通の危険じゃねえよ、そんなことは。(説明)

★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 無根(虚偽) 威力 他の住民は安全だとする根拠が有りません。極めて不合理な思い込みであり事実の否定です (私)何で？ 反 P2 中(小林 時雄)身の危険を感じねえもん。(説明)

★★★★★ゾンビ化 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 無根 威力

反 P2 中(真庭 高広)身の危険を感じてる人ってのは少ねえんじゃねえんかな。(説明)★★

★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 威力 反 P2 中(小林 時雄)身の危険を感じてる人、居ねえよ、誰も。豊さん一人だけだよ。(説明)★★★★★ゾンビ化 著しい公序良俗違反と

信義則違反 抗議を無視 無根 威力 自分は安全だとする根拠が有りません 反 P2 中

(真庭 高広)そうだと思うよ。(説明)★★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 威力

反 P2 下(鈴木 和男) 血だらけってのは何がその、血だらけで？ 身の危険を感じたっつのは誰が感じたのか？ 部落で皆が感じてれば、そら、皆で相談して、あの、県なりお願いに行くだろうけども、それがわかんない。(説明)★★★★★ゾンビ化 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 白痴化 何度も説明済です。脅迫も公益侵害も否定する根拠が有りません

反 P3 中(私)や、だから、死骸が有った場所と 20m 離れてるんですよ？ わざわざあの、私の通り道まで持ち出して捌く必要どこにも無いんですよ？ (鈴木 和男)それが、村人と

(私)そこにありありと意図を感じるんです、脅迫の。感じないですか？ 反 P3 中(鈴木 和

男)それは村人が関係有るんかね？ それは村人が(説明)★★★★★ゾンビ化 抗議を無視 白痴化 まず私の質問を無視してます。それから共犯の疑いや被害に遭う怖れを無視してま

す (私)関係無いんかね？ 関係無いんかね？

反 P3 中(鈴木 政治)組頭、とりあえずの件は吉平組のことは終わったんかね？(説明)★★★

★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 威力

私の発言を組の問題ではないと決め付け、一方的に中止させようとしてます (鈴木 和

男)あとはだから、役員会議と伍長会議が一緒に有るので、この総会として閉めれば、その、

そっちの会議に移りてえんですけども。 反 P3 中(鈴木 政治)閉めるなら閉めて。(説明)

★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視

威力 私の発言を一方的に中止させようとしてます

反 P3 下(私)ま、強制はできないですが、あの、まだ発言してないかたで発言していただければありがたいです。 反 P3 下(鈴木 政治)組の会議を終わりや、私、帰らしてもら

よ。(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 抗議を無視 著しい公序良俗違反と信義則違反

威力 私の発言を組の問題ではないと決め付け、一方的に中止させようとしてま

す (鈴木 和男)だから、総会として閉めていいかどうか、ちょっと俺、判断、この

反 P4 上(私)ええと、それからもう一つ、新たな脅迫事件が起つてます。 郵便局員が声掛け

せずに、私の寝ている間に忍び込んで荷物を置いて行きました。それには過去の殺人事件が

絡んでます。これも脅迫です。要はまあ、イメージ的にはストーカー行為としてわかりやす

い行為だと思いますけども。そうゆうのが 反 P4 上(石井 恵子)じゃ、郵便局のほうへ
 言ってもらって、ここで言う事じゃないと思いますよ。(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害
 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 威力 この集会の冒頭で鈴木
 通夫の前回(甲 1)の発言について皆に注意喚起しておりますが、それを無視して、言ったそ
 ばから再現してみせて威力を示したということであり、戦線布告的な超敵対的発言です。さ
 っき(甲 2)は「そんな話は後にしろ」、今度は「ここで言う事じゃない」と来れば、つまり
 は「お前には発言させない」という意図しかありえませんが、更に重要なのは、ここで妨害
 した犯行事例そのものを、つまり無意識下の不法な屋内侵入を、その後自ら繰返して模倣し
 ている点です。(私)どうして、ここで言う事じゃないん? 貴方も、貴方もそうゆう目
 に遭う、遭う可能性が有るんですよ? (石井 恵子)違います、違うと思います。(説明)
 ★★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 威力 根拠の無い思い込みです。(私)何で違
 うんですか? どうして違うんですか? おかしいでしょ? (鈴木 政治)ってるんじゃない
 えよ、(石井 恵子)おかしくないですよ。(説明)★★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無
 根 威力 根拠の無い思い込みです。(私)言ってることがおかしいよ、私は共通の身の危
 険について情報を共有しているだけです? 反 P4 中(石井 恵子)皆さん、他の人達は身
 の危険を感じてません。(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 抗議を無視 著しい
 公序良俗違反と信義則違反 威力 まず、この件についてはまだ他の住民は何も発言してま
 せん。また、他の住民は安全だとする根拠が有りません。著しく不合理で事実を否定してい
 ます。(私)何を言ってるん? 反 P4 中(真庭 高広)感じてない。(説明)★★★★★ゾン
 ビ化 抗議を無視 無根 威力 反 P4 中(石井 恵子)総会を終わりにしましょう。(説明)
 ★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視
 威力 私の発言を一方向的に中止させようとしています 反 P4 中(鈴木 政治)総会、終わり
 でいいよ、もう帰るぞ俺は。(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗
 違反と信義則違反 抗議を無視 威力 一方向的に発言を中止させようとしています 反 P4
 下(鈴木 和男)皆さん、総会、終わりでいいですか?(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人
 格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 威力 組頭が多数決で人権を否
 定しました

第五 証拠方法 証拠説明書 D I に記載の全て

第六 附属書類 証拠説明書 D I に記載の全書証、本訴状と証拠説明書の副本一式

以上

番号と分類	標目	媒体等	立証趣旨
甲1書証	20170212 20:16 住所地区の構造改善センター(みなかみ町上牧3034)での集会の録音 反訳書	コピー USBメモリー 20170212 原告が作成	証明すべきは請求の原因の不法行為の事実です。 不当性の焦点(甲1～甲3共通の説明) 本件の延べ二回の集会では、公衆の面前で私を晒し者にし見せしめにするような人格否定の根拠の無い発言妨害や発言の途中で他の参加者を煽動して帰宅するなど、およそ民主主義に反する非人道的な言動が多数見られます。 これら全てが共謀による非人間扱いであり、村八分の実質的な通告とみなせると思います。 著しく不合理で事実を否定しており、信義則違反や公序良俗違反です。 同時に生命と自由と名誉に対する脅迫であり、人格権の侵害であり不法行為です。 具体的には一個の人間として認められる権利(憲法13条)や自治の権利(憲法13条)や平等権(憲法14条)などの侵害です。 彼らが隠蔽しようとした事件の凶悪性に鑑みて、その刑事責任は極めて重いものと考えます。
甲2書証	20170416 19:08 地区センターでの集会の録音 反訳書	コピー USBメモリー 20170416 原告が作成	証明すべきは請求の原因の不法行為の事実です。 甲2と甲3は同じ集会です。 甲1に既述の通りです。 構造改善センター(みなかみ町上牧3034)
甲3書証	20170416 20:18 地区センターでの集会の録音 反訳書	コピー USBメモリー 20170416 原告が作成	証明すべきは請求の原因の不法行為の事実です。 甲2と甲3は同じ集会です。 甲1に既述の通りです。 構造改善センター(みなかみ町上牧3034)
甲4書証	「吉平組役員の皆様へ」	コピー 20180410 原告が作成	証明すべきは請求の原因の不法行為の事実です。 下記はいずれも村人としておよそありえない異常な言動であり村八分と言え、私の人権を全否定して露骨に人でなし扱いし、超敵対的意思を示すことにより包囲網の威力を示して脅迫しております。 <u>このような状況が今後も放置されるならば、「権利は認めず納税義務だけ負担せよ」という取扱に何ら正当性は無いので改善が見られるまで組費の納入と村の行事への参加を見送りたいと思います。</u>
甲5書証 (判例摘示)	村八分の予告が自由と名誉への脅迫に当る	コピー 20190210 原告が作成	直接的に立証すべき事実は有りません。 <u>大阪高等裁判所 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判抜粋</u> この判例では村八分の予告(通告)が自由と名誉への脅迫に当るとしております。 無言の実質的な村八分の行為も同様に解釈できると思います。
甲6	被告・鈴木政治一家のつきまとい画像	USBメモリー 20170512 原告が作成	20170512 午後、私が自分の田圃(みなかみ町上牧3043)でマコモの田植をしていたところに、以下のように鈴木政治一家や村人が次から次へと現れ、全く同じ不審な行動を繰り返して威力を示しました。 蓋然性の問題として、これは本訴訟絡みの威力に相違ありません。 ① 13:30頃、鈴木政治がトラクターで現れ、隣の田圃(上牧3044)の均しを始めました。 まずここは今井肇家の田圃であり、普段は今井孝尚家が管理を代行しています。 鈴木政治が代行したのを今まで見たことはありません。 むろん所有者らに了解は取って有るのですが、行動の必然性が無く、村ぐるみの共謀を示唆しております。 ② 13:44 不審な白い車(群馬502ま95-17)が現れ、鈴木政治と連絡を取ることもせず、みなかみ町上牧2993付近にエンジンを駆けたまま10分以上も居座りました。まず、3044の田圃の前まで行って数秒間停車した後、来たのと逆方向にゆっくりと後退して写真の位置に駐車し続けました。 ③この挙動が極めて不審だったため、私が撮影を始めたところ、鈴木政治がトラクターを降りて、駐車中の車まで行って運転者と話し始めました。 この時点で初めて、この白い車が鈴木政治の家族だとわかりました。 ④14:00頃、この白い車が立ち去ってまもなく、今度は今井育男が黒い車(群馬308ろ2-22)で現れ、3044の田圃の前に来て停車し、車を降りることもなく、エンジンをかけたまま数分間じっとそこに居座りました。これは、皆で同じことを繰り返してみせることによる包囲網の威力です。 ⑤この挙動が極めて不審だったので、私が撮影を始めたところ、今井育男が車を降りて、鈴木政治のトラクターまで行って、話し始めました。 ⑥16:00頃、既述の白い車が戻って来て、鈴木政治と連絡を取ることもせず、エンジンをかけたまま2993付近に、再び数分間居座りました。 ⑦この挙動が極めて不審だったので、私が写真撮影を始めたところ、運転者の女が車を降りて鈴木政治のトラクターまで行って話し始めました。 この3回とも言えるのは、私が撮影を始めなければ、どれだけ居座り続けたかわかりません。 ⑧16:30頃、鈴木政治の息子夫婦と思われる男女が、孫と思われる女の子と犬を連れて徒歩で現れました。

20190314 原告 今井豊

20170212 20:16 構造改善センター(みなかみ町上牧 3034)での集会の録音 反訳書

(鈴木 通夫) や、鉄砲の、鉄砲

(私) や、許可される話じゃないもん。

(鈴木 通夫) え?

(私) どうぞ、

(鈴木 通夫) や、レコーダー取るんだら話さないよ。

(村人) ちょ、すみません、

(私) 何で? その理由を、言って下さい。その理由を話してください。レコーダー録る、録るなら何で話せないん? 何で話せないん?

(鈴木 政治) 組頭に用事が有るんだよ、

(鈴木 通夫) え? ちゃんと組頭の、発言する人の許可を取らないと、

(私) だから何で許可取る必要があるん? 普通の話でしょ? 私や記録、記録したいだけなんですけど?

(鈴木 通夫) 普通の話じゃないですよ、普通の話じゃないですよ、

(私) 普通の話ですよ、どこが普通の話じゃないん?

(鈴木 通夫) だって、りよ、猟友の人だって、ちゃんと国から免許持ってやってるんですよ?

(私) いやいや、自分も同じ目に遭うかもしれないんですよ? それを放置しとけるんですか?

(鈴木 通夫)★ だって、ちゃんと猟友会の許可証持った人達がやってることによって、吉平だけでそんなことで決議をするなんてできないでしょ?

(私) いつ何時貴方の後ろに忍び寄って、耳元でドカンとやるかもしれないんですよ?

(鈴木 通夫) そ、そんな人じゃ猟友会免許取れないでしょ? 持てないでしょ?

(私) だから、発砲自体はじ、事実なんですよ?

(鈴木 通夫) そら、たまたま、そうゆうことが有ったって、でしょ? だ、イマ、イマイさんを狙って鉄砲を発砲したわけじゃないでしょ?

(私) だから問題なんでしょ?

(鈴木 通夫) なんで?

(私) 私を、個人を狙ってるんだったら皆さんは安全ですよ。逆にそうじゃないから問題なんでしょ?

(鈴木 通夫) だって山に入って猟友会してて鳥が出たりなんかしたら撃つよ?

(私) あの、私のはな、お話してる内容から考えて、そうゆう感想になるはずがないんですけど? 身の危険を感じるのが普通だと思いますが? 普通の村人だと思いますけどね? どうなんですか?

(鈴木 通夫)★ それは村で決議する問題ではないでしょ?って、

(私) どうしてなんですか?

(鈴木 通夫) 自分でその、猟友会だら

(私) 自分が、ご自分だって、そうゆう目にいつ何時遭わされるかもしれないんですよ? そうですよ?

(鈴木 通夫) そんなこと考えたら車だってどこだって歩けねえじゃん? 車がいつ飛び込んで来るかわかんねえじゃん? それじゃ。 それと同じじゃん?

(私) あ、同じなんですか? へええ。

(鈴木 通夫) 同じだっぺ? 鉄砲だってちゃんと許可得て、車の運転士だって

(私) じゃ、いつ何時、いつ何時、あの、私と同じ目に遭うかもわかんないのに、いいんですか?

(鈴木 通夫) だ、車の免許と同じでしょう? って

(私) 放置しとくんですか?

(鈴木 通夫) や、放置じゃないでしょ? じゃ、車の免許持ってる人が車が来たら乗る権利が有るじゃないですか?

(私) いや、もちろん取り締まらない警察が一番悪いんですよ、悪いんだけども、何もしなければ自分も身の危険が及ぶかもしんないんですよ?

(鈴木 通夫) だから、議長さんと約束したでしょ?

(私) どうしてですか? 身の安全について相談するのが当り前の、あの、近所付き合いっつうか、ですよ?

(鈴木 通夫) いや、だって身の安全なんて、誰も無いもん。だって猟友会の人達が何でさっきからこの、あの

(私) 誰も無い? どうして無いんですか? どうして無いって言い切れるん?

(鈴木 通夫) だって、いき、無いもん。

(私) いや、だから、発砲されたんも血だらけなつたのも事実なんですよ?

(鈴木 通夫) 血だらけ? 何? イマイさん、イマイさん、

(私) どうしてご自分がいつなんどきそういう目に遭わないって言い切れるんですか?

(鈴木 通夫) だって、血だらけって、イマイさんがなつたの?

(私) はい?

(鈴木 通夫) イマイさんがなつたの? 血だらけに。

(私) ええ、いやいや、道が血だらけに、通り道が血だらけ。だからそもそもね、何の為に道まで持ち出して捌く必要が有るのか? とゆうのを突き詰めたら、完全に事件なんですよ。

(鈴木 通夫) 事件だったらそれは個人的に、こうゆうのが有ったから、猟友会の人に自分で申し込んだらいいんじゃないの? 自分で。

(私) いや、申し込むとかじゃないですよ? 刑事事件として、刑事事件として、実刑 10 年は絶対下らないですよ、まともに判断されれば。

(鈴木 通夫) 何で刑事事件なの? それが。何で刑事事件なの?

(私) 脅迫だからです。

(鈴木 通夫) 何で脅迫? 誰を脅迫したん?

(私) はい?

(鈴木 通夫) 誰を脅迫したん?

(私) おかしなことをおっしゃいますね? 鉄砲で撃たれて、その10日後に通り道、血だらけにされたら、当然あのグループがやってるんだろうなと考えるのが普通でしょ?

(鈴木 通夫) いや、いや、いや、脅迫

(私) 違うんですか? 普通でしょ? 普通でしょ? 違うんですか?

(鈴木 通夫) その話はだって、その人達がやったか誰がやったかわからないじゃん?

(私) や、わかんないでしょ? やってるかもしれないでしょ?

(鈴木 通夫) わかんなかったら、だ、脅迫も何も無いじゃん?

(私) 無いって何で言い切れるん? いや

(鈴木 通夫) 誰がやったのかもわかんないのに、

(私) 脅迫だと感じないんですか? それを。

(鈴木 通夫) 感じないね。だって誰かわかんないもん、

(私) へええ、詭弁もいいとこですね?

(鈴木 通夫)★ だから、こんなとこでやるんじゃなくて個人的にやってください。村でやる問題じゃないよ、それは。

(私) いや、だから、村でやる問題だから言ってるんでしょ?

(鈴木 通夫) 何で村でやる問題?

(私) 身の安全に関する共通の情報だから。違いますか?

(鈴木 通夫) 違うよ。だって片一方はちゃんと許可証持ってやるんだよ? 車を運転してる人と同じだよ?

(私) だから、そうゆう危険な行為をするハンターだったら排除すべきでしょ? 違いますか?

(鈴木 通夫)★ だから、それを村でやる話じゃないでしょ?

(私) どうしてひとごとだと? そんなひとごとのような話ができるんですか?

(鈴木 通夫)★ はあいいや、帰るべえ。

(村人) はい、もういいよ、帰りましょう。

(私) 録れましたから。

以上

20190314 原告 今井豊

20170416 19:08 構造改善センター(みなかみ町上牧 3034)での集会の録音 反訳書

(村人) かけて具体的にそうゆうもんが無えから、だから、この組頭が予定してる議題を先行さしてもらったほうがいいと思うんですけど?

(鈴木 和男) そうですね?

(村人) はい、

(私) 途中で帰らないんだったらそれでいいですよ? 途中で帰るっての、問題外ですよ? ねえ、民主主義じゃないよね? 元々、ね?

(小林 時雄) ふふん、何が民主主義だよ。

(村人) だって、用事が有ればしょうがねえんじゃないですか?

(私) 相手の人格を完全に否定してらいね? それ。発言始めたら帰っちゃうつつうのはさあ。違います?

(小林 時雄) ふふふん、

(石井 恵子) じゃ、民主主義だったら、総会の議題に則ってやってから、最後にやるべきじゃないでしょうか? それが一番の民主主義だと思います。

(私) ですから、理由は言ってるじゃないすか? 逃げられちゃ困るから最初にやってるんですよ、このあいだみたいに。逃げら、逃げた人が居るから。実績が有るから言ってるんですよ?

(小林 時雄) 逃げられるようなこと言うからだろ?

(私) 何で逃げられるようなこと言うん? どころが? どころがだい? 言って、言ってごらん?

(小林 時雄) 聞きたくないことは聞きたくない。

(私) なんで聞きたくない? なんで聞きたくないんだい? その理由を言ってくれ、なぜ聞きたくないの?

(小林 時雄) へへ、理由なんか無えんだよ。

(私) はい? あの、録音されてますよ?

(小林 時雄) 録音なんかしたって関係ねえよ、何言ってるん?

(私) なんで理由が、じゃあ、なんで理由が無えんに帰るんだよ?

(石井 恵子) 議題をやりましょう。議題を進めましょう。

(鈴木 和男) 議題を進めます、よろしいですかね?

(村人) はい、お願いします。

以上

20190314 原告 今井豊

20170416 20:18 構造改善センター(みなかみ町上牧 3034)での集会の録音 反訳書

(私) ええ、時雄さん 50%です、有罪確率。

(小林 時雄ほか) ふふふ、

(私) いや、ふふふじゃなくて、異常でしょ？ その対応、態度が。共通の身の危険に関するお話ししてるんですよ？ どうしてそうゆう対応んなるんですか？ 異常な村人さん達？ あの、お一人お一人、あの、締出しについてご意見をうかが、伺いたかったんですが、じゃ、まず、前組頭、なんで、なんであの、私の提案を無視されたんですか？

(石井 悦寿) 提案、無視って？

(私) 提案無視って、元旦に行って、次の集まりでこうゆう提案をしますから、って申し上げましたよね？ それをなぜ意図的に無視されたんですか？ 終わらせようと思いましたよね？ だ、3人とも異常です、対応が、今申し上げた、この件については。共通の身の危険の話なんですよ？ ええ、そうゆう、ですから内容から言って、忘れたとかゆう、通らない話だと思います。忘れたつってもそれは認められない、たぶん。だから 70%と言ってるんです。ええ、それで、ええ、お一人お一人、その、該当猟銃グループのこの地区からの締出しについてご意見を承りたいんですが？ それがそもそもの私の趣旨です。それを鈴木通夫さんが妨害したんです。よろしければ、新組頭からご意見賜りたいんですが？

(鈴木 和男) あのう、締出しつつのはどうゆうことなんだかよくわかんねえんで、

(私) いや、どうゆうことって、危険な行為をするハンターを近寄せたくないとゆう趣旨です。

(鈴木 和男) ここは、その、鳥とか獣の、なんかなってるんでしたっけ？ 保護区とか。

(村人) 保護区にはなってねえですね、保護区にはなってねえと思います。

(鈴木 和男) なってねえよね？

(小林 時雄) 保護区にはなってねえし、詳しいことはわかんねえけど。なってたって撃たねえ、そうゆう人が入って来たら、別に鉄砲撃たないことないよ。どんな人が入って来たっていいんだから。

(鈴木 和男) いいんだよね？

(小林 時雄) うん、

(鈴木 政治) 来んなとは言えねえやな。

(村人) はい、

(私) いや、そら拘束力は無いですよ、だけど、同じ目に遭う危険を皆さん抱えるわけですよ？ それを放置しといていいんですか？

(小林 時雄) や、放置し、してるわけじゃなくて、そら、

(鈴木 和男) ほ、法律で決めてもらわなけりゃ駄目だ。

(鈴木 政治) それはさあ、放置してるんじゃないかって、それはあれ、通達がしてあるんじゃないん？

(私) はい？ あの、日本語を明瞭にお願いします。

(鈴木 政治) 猟友会じゃねえけどさあ、そうゆうのはきちんとしてるんじゃないん？

(私) 何がきちんとしてるん?

(鈴木 政治) 町自体でさあ、たとえばさあ、

(私) いや、だからさあ、真近です、30mで発砲されてんだよ? まず。その後二週間後、道、血だらけにされてんだよ? その後更に猪の死骸二回置か、置かれてんだよ? 貴方がたのねえ、対応、あの、態度がおかしいです。この中に、その中に、絡ん、その件に関与している人間が居るんだろ? そう、そう思わせますよ、皆さんの態度は。

(鈴木 政治) そうゆう人をさあ、だけど撃てる

(私) 発砲自体はハンターだったけど、通り道の件は村人かもしんないと私は思ってますよ。

(真庭 高広ほか) 通り道の件?

(鈴木 政治ほか) 村、な、意味わかんねえ、

(小林 時雄) 意味わかんねえこと言ってんじゃねえよ、ねえ?

(私) だから、通り道が血だらけだったんです。物凄い血だらけ、

(小林 時雄) それがなに、村人が関与してるつつうんかい?

(私) 可能性は充分有りますね、

(小林 時雄) 証拠も無えような事を言うんじゃねえんだよ、だから。

(私) や、だから証拠は、証拠はこれから挙げるんですよ。

(鈴木 政治) や、証拠は、

(小林 時雄) や、証拠は挙げたら、そらだから、

(私) や、態度がおかしいから、そうじゃねえか? と推測してるんです。

(小林 時雄) そうゆうことじゃないだろ、こら。

(私) ほら、おかしなこと言い出した、どうして? 共通の身の危険に関する話でしょ?

(小林 時雄) (鈴木 正春) 共通の危険じゃねえよ、そんなことは。

(私) 何で?

(小林 時雄) 身の危険を感じねえもん。

(真庭 高広) 身の危険を感じてる人つつうんは少ねえんじゃねえんかな?

(小林 時雄) 身の危険を感じてる人、居ねえよ、誰も。豊さん一人だけだよ、そんな。

(真庭 高広) そうだと思うよ?

(私) あ、どうぞ、どうぞ、そうゆうご意見だったら、ああ、もう出、出ましたね、あと、まだ話してないかたは?

(鈴木 和男) わかんねえから、話しようがないもん。

(私) 異常な反、お答えを二件いただいていますけど?

(鈴木 政治) 異常? 当然だよ、そんなもんは。

(鈴木 和男) それだけです、私の判断は。だから、具体的にわかんねえから何とも言ってみようがない。

(私) 具体的にわかんねえって?

(鈴木 和男) 血だらけってのは何がその、血だらけで? 身の危険を感じたつつのは誰が感じたのか? 部落で皆が感じてれば、そら、皆で相談して、あの、県なりお願いに行くだろうけども、それがわかんない。

(私) ん? 何が血だらけって、血だらけって言ったら血だらけじゃねん? 何がわからないん? わかろうとしないん?

(鈴木 政治) わかることならあれだけど、

(鈴木 和男) 猪

(私) 血だらけって言って、他に何か思い当たる物が有るん? 血だらけですよ、真っ赤っかですよ、道が。雪の上の通り道が。

(村人) だって猟友会がもったり色々してるわけでさ、

(鈴木 政治) それで国で決めてあることだもん、無えだっぺ。

(鈴木 和男) 血だらけなんは村人が何か関係有るんかい?

(村人) それがわかんねんだよ、

(鈴木 和男) その血だらけにしたのは?

(私) や、だから、死骸が有った場所と 20m 離れてるんですよ? わざわざあの、私の通り道まで持ち出して捌く必要どこにも無いんですよ?

(鈴木 和男) それが、村人と

(私) そこにありありと意図を感じるんです、脅迫の。 感じないですか?

(鈴木 和男) それはだけど、村人が関係有るんかね? それは村人が

(私) 関係無いんかね? 関係無いんかね?

(鈴木 和男) や、だけど、血まみれでわかんねえから、

(小林 時雄) 証拠が有るんかい? へへへ

(鈴木 政治) 言ってやれよ、

(鈴木 和男) 私の意見そこまでです。

(私) はい、

(鈴木 政治) 組頭、とりあえずこの件は吉平組のことは終わったんかな?

(鈴木 和男) あとはだから、役員会議と伍長会議と一緒に有るんで、この総会として閉めれば、その、そっちの会議に移りてえんですけども。

(鈴木 政治) 総会これで閉めるなら閉めて。

(鈴木 和男) この議論、今の、イマイさんだっけ?

(私) はい、だ、お一人お一人、意見を承りたいと言ってる私の意見をまた無視するんではないか?

(鈴木 和男) うん、それ皆さんの意見で、私が一人で決めらんねえから、皆さんにその、個人的な意見じゃなくてこの会議をどうしましょうか? って意見は皆さんに聞きますよ、うん。 だけど、イマイさんの今言ったことが、皆さんがどうに考えるか? は私はわかりません。

(私) ま、強制はできないですが、あの、まだ発言してないかたで発言していただければありがたいです。

(鈴木 政治) 組の会議を終わらして、私、帰らしてもらおうよ。

(鈴木 和男) だ、総会として締めていいかどうかも、ちょっと俺、判断、この

(私) ええと、それからもう一つ、新たな脅迫事件が起ってます。 郵便局員が声掛けせず

に、私の寝ている間に忍び込んで荷物を置いて行きました。それには過去の殺人事件が絡んでます。これも脅迫です。要はまあ、イメージ的にはストーカー行為としてわかりやすい行為だと思いますけども。そうゆうのが

(石井 恵子) じゃ、郵便局のほうへ言ってもらって、ここで言う事じゃないと思いますよ。

(私) どうして、ここで言う事じゃないん？ 貴方も、貴方もそうゆう目に遭う、遭う可能性が有るんですよ？

(石井 恵子) 違います、違うと思います。

(私) 何で違うんですか？ どうして違うんですか？ おかしいでしょ？

(鈴木 政治) ってるんじゃねえよ、

(石井 恵子) おかしくないですよ。

(私) 言ってることがおかしいよ、私は共通の身の危険について情報を共有しているだけですよ？

(石井 恵子) 皆さん、他の人達は身の危険を感じてません。

(私) 何を言ってるん？

(真庭 高広) 感じてない。

(私) おかしな、おかしなことばかり言ってんじゃねん？

(鈴木 政治) ことじゃねえよ、それはさあ、

(私) おかしなことばっか言ってんじゃねえよ。

(鈴木 政治) 誰がおかしなこと言ってる？ おかしなこと言ってんじゃねえよ。

(私) 貴方がおかしいの、貴方がおかしいです。

(石井 恵子) 総会を終わりにしましょう。

(鈴木 正春) 総会、終わりでいいよ、もう帰るぞ俺は。

(鈴木 和男) 皆さん、総会、終わりでいいですか？

(私) はい、充分録音させていただきました、ありがとうございました。

以上

令和 1 年 6 月 13 日

前橋地方裁判所民事第二部 御中

原告 今井 豊

D I 準備書面(1)

第 1 訴状の「第 1 請求の趣旨」を以下のように訂正します

1 被告は原告に対し、連体して 10 万円を支払え(今回は試験訴訟です)

後述の通り、被告らは、包囲網として共謀して、不当な対応を重ね、私に加害しました。摘発後の包囲網の各人に請求すべき慰謝料の性質は共犯たる責任、つまり共同不法行為責任であり、その基本金額は、一人当たり 3,000 万円と想定しております。

但し、直接的に私にかかわった人々についてはこの内訳が在り、この共犯たる責任と本件不法行為による賠償責任が半々と想定しております。

なお、既述の基本金額の法的位置付けについては検討中であり、①逸失利益に対する補償、②代位弁済、③代表者への請求、のいずれかを想定しております。

今回は本件不法行為によって直接被った精神的損害についての請求です。

第 2 被告らの不当性

被告らも包囲網として、以下に加担しているものと思われます。

1 反社会性(公序良俗違反(民法 90 条)や信義則違反(民法 1 条 2))と犯罪性

要するに、当り前の蓋然性を認めないことと、その理由を示さないことです。

その狙いは、包囲網の威力によって、社会的妥当性の基準を歪め、つまり、公序良俗を偽装して犯罪を正当化することです。

それが可能なのは、ひとえに包囲網の強大さゆえであり、その動機は社会的村八分です。

言わば、社会全体で裸の王様を演じているようなものです。このことを以下にご説明します。

私が訴えていたのは、毎回常に、生命に対する無言の脅迫被害であり、それが最大要素だったはずなのに、毎回常に、それを否定する理由(合理性)を示していません。

言い換えると、毎回常に、根拠無くわかろうとしないということです。

最大要素の欠落というのは、すなわち、事実の否定ですから、極め付けの社会不正義です。

重要なのはその**犯罪性**です。

当り前の蓋然性の一例として、稀有な行動の裏には、何か特別な動機が在るはずだという経験則が挙げられます。

例えば、警視庁が期限付きの被害届を無視したことを違法と感ずることであり、奇遇な轢逃げについて殺人や脅迫の疑いを感じることであり、無意識下の至近距離からの発砲を違法と感ずることであり、その後の一連現象を脅迫と感ずることです。

最大要素の欠落という自明の無効性と、常にという常習性、更には、抗議も常に無視して来

た点、のいずれも極めて稀な選択であり、その三点を総合すれば、故意と断定できます。そしてそのような対応は、通常であれば、いずれ破綻を来たすことも自明ですから、破綻を来たさないような、何らかの特殊な前提を置いていることが必然的に推定されます。

その前提としては、問答無用の受付拒否、不公平な裁判や原告の殺害などいくつか考えられますが、これまでの経緯を振り返れば、包囲網の圧倒的な組織力によって公序を偽装して犯罪を隠蔽しようとしていることは間違い無いと思います。

私の叔母の轢逃げ事故の公判こそが、公序の偽装の典型です。

もう一つの典型は群馬県警の猟銃事件であり、いずれも絵に描いたような脅迫劇です。

いずれも極め付けの不合理が堂々と通ってしまっている点が、公序の偽装です。

公序の偽装は、過去の事例等との比較検証によって、ある程度抑止できると考えます。

第3 不法行為の再定義と基礎事実の追加

被告らは、以下の1から3のような言動を重ね、包囲網の威力を示して、私の自由と名誉に対する無言の脅迫を行いました。

無言の脅迫の意図は「お前の訴えなど我々包囲網の力で握り潰してみせるぞ」だと思います。

これらの言動は包囲網としての村八分の実行であり、一個の人間として認められる権利や自治の権利や平等権の侵害であり、事実を否定しており、信義則や公序良俗への違反であり、不法行為であり、これによって著しい恐怖と屈辱を受けました。

なお、不法行為は一つとしますので、全体の態様としてご判断ください。

1 被告らは、20170212 19:00(甲1)と20170416 19:00(甲2、甲3)の、住所地区の構造改善センター(群馬県利根郡みなかみ町上牧3034)での地区集会において、根拠無く露骨な妨害発言を重ね、また、発言の途中で他の参加者を煽動して帰宅するなど、およそ民主主義に反する非人道的な言動を繰り返して私の発言を妨害し、威力を示しました。

2 20190316 08:00からの村の奉仕作業(上牧3043付近の村道のコンクリート舗装)に被告ら4人が揃って欠席し、私に対する威力を示しました。

(説明)

総戸数約20軒、平均出席率八割前後の村の行事を、被告ら4人だけが揃って欠席する偶然確率は、近似的に1/5の4乗ですから、2/1000ぐらいです。

なお、鈴木政治は代理として息子が出席していたようです。

要するにこれは、私がこの一昨日の03/14に本訴状を提出したことに對する露骨な威力であり、まだ送達を受けていないはずですから、情報源が不審であり常時監視の証左です。

3 鈴木政治一家総出のつきまとい(映像有)

20190512 午後、私が自分の田圃(みなかみ町上牧3043)でマコモの田植をしていたところに、以下のように、鈴木政治一家や村人が次から次へと現れ、全く同じ不審な行動を繰り返して威力を示しました。蓋然性の問題として、被告らによる本件絡みの威力に相違ありません。

① 13:30 頃、鈴木政治がトラクターで現れ、隣の田圃(上牧 3044)の均しを始めました。

ここは今井肇家の田圃であり、普段は今井孝尚家が管理を代行しています。

鈴木政治が代行したのを今まで見かけたことは無く、行動の必然性はありません。

② 13:44 不審な白い車(群馬 502 ま 95-17)が現れ、鈴木政治と連絡を取ることもせず、みなかみ町上牧 2993 付近にエンジンを駆けたまま 10 分以上も居座りました。

③この挙動が極めて不審だったため、私が撮影を始めたところ、鈴木政治がトラクターを降りて、駐車中の車まで行って運転者と話し始めました。

④14:00 頃、この白い車が立ち去ってまもなく、今度は今井育男が黒い車(群馬 308 ろ 2-22)で現れ、3044 の田圃の前に来て停車し、車を降りることもなく、エンジンをかけたまま数分間じっとそこに居座りました。

これはつまり、皆で同じことを繰り返してみせることによる包囲網の威力です。

⑤この挙動が極めて不審だったので、私が撮影を始めたところ、今井育男が車を降りて、鈴木政治のトラクターまで行って、話し始めました。

⑥16:00 頃、既述の白い車が戻って来て、鈴木政治と連絡を取ることもせず、エンジンをかけたまま 2993 付近に、再び数分間居座りました。

⑦この挙動が極めて不審だったので、私が写真撮影を始めたところ、運転者の女が車を降りて鈴木政治のトラクターまで行って話し始めました。

⑧16:30 頃、鈴木政治の息子夫婦と思われる男女が、孫と思われる女の子と犬を連れて徒歩で現れました。

(説明)

この 3 回とも言えるのは、私が撮影を始めなければ、どれだけ居座り続けたかわかりません。極めて意味有り気な、不審な行動です。

被告が原告に圧力を架ける行為は、特定の呼び名が有ると思いますが、その故意の証拠です。

以上

D I 準備書面(2)

令和元年 9 月 19 日

前橋地方裁判所民事第二部 御中

原告 今井 豊

本署は紛争の焦点について、最終弁論のつもりで提出します。

①私の主張が当り前で不可欠の観点であることと、②根拠無く発言を妨害ないし無視されていること、を必ず判定願います。

第 1 不法行為 1 の村の集会について

本件の二つの集会の目的は、以下の理由から、私の発言を妨害し、発言の自由まで奪うほどの、正当な理由(違法性阻却事由)には、なり得ません。

基本的人権については、一般人として、当り前に承知しているはずです。

①規約(乙 1 号証)は、臨時的議題の禁止規定ではなく、単なる運営上のガイドラインであり、また、予定の議題も、オーソライズされたもの(構成員の承認を経たもの)ではありません。

②身の安全に関する村人共通の話なので、定例的議題よりもむしろ優先度が高いこと

なお、甲 1 から甲 3 の会話について、簡単に補足しておきます。

甲 1 は、猟銃脅迫事件(前橋地裁 H30 ワ 356、前橋地裁 R1 ワ 289)であり、まず、私有地に踏み込んでの無意識下での至近距離からの対面発砲があり、その後、その近くの通り道上に大量の血痕を撒いたり、死骸を置いたり、グループでつきまとったことは、無言の脅迫に違いないので、そのような危険なグループは村への出入を禁止しようとして提案したものです。

この発砲は、脅迫罪、殺人未遂罪、暴行罪、狩猟法違反、自律権侵害などさまざまな疑いがあるので、違法性を否定することは不可能です。

このような、人の存在そのものを否定するような行為というものは、すべからく、生命への害意をも否定しえないので、本件被告らの言動についても然りです。

甲 3 は、郵便局事件(前橋地裁 H30 ワ 356、H31 ワ 182)であり、夜間、居眠り中に配達員が屋内侵入し、再配達のゆうパックを枕元に置き去りにし、その受取サインを偽造するなどして隠蔽し、無言の脅迫を行ったことを、事例紹介により注意喚起しようとしたものです。

受取サインが私の筆跡ではなく、インクの色も供述と違っています。

なお、前橋地裁 H30 ワ 356 は棄却判決となり、控訴中です。

第 2 不法行為 2 について

②を今回追加します。

①既述の平均出席率 8 割前後の村の奉仕作業を、被告ら 4 人とも、揃って欠席したこと
蓋然性の問題として、私が出席することを承知の上で、何らかの意図で、本件被告ら 4 人が共謀して欠席した、と考えるより他は無く、まだ本件訴状の送達を受けていない段階で、4 人が被告であることをどうやって知りえたか?、が極めて不審です。

これはおそらく、被害届 2018 に記述の通り、包囲網としての私への常時監視(パソコン内容含む)の結果であろうと思われます。

なお、この機能はウィルスの一種と推定されます。

②私が令和 1 年 6 月 13 日付 D I 準備書面(1)を送付したのに、被告ら 4 人は共謀して返信をせず、またしても威力を示したこと

原告と裁判所の両方への返信を明記してあるのに、裁判所にだけ返信しているのは、極め不自然であり、また、信義則違反であることも自明なので、特別の意図を示唆しています。

第 3 不法行為 3 について

要するに、梨下で冠を正したような、不審な行為であるということです。

①既提出の通り、そもそも極めて不審な行動の態様であること

②鈴木政治の家から約 1km、私の家から約 0.5km 離れ、県道からも外れた場所であること
要するに、たまたま通りかかるような場所ではないということです。

③今までに耕作の実績が無いのに、突如行うのは、蓋然性として極めて不審であること
事情は知りませんが、ここ数年、この田を耕作していたのは今井孝尚家であり、特に今井正明が頻繁に草刈をしていたのに対し、鈴木政治の耕作を見たのはこの時が初めてです。
今までに耕作実績が有るなら示した上で、こうなった経緯を説明して下さい。

④上牧 3044 が鈴木政治の田圃だというのは虚偽です。

ちなみに今井肇家の田圃だということも私の誤認であり、登記簿上は平成 2 年から篠田照夫(村人、故人)氏の所有です。

最近買ったというのなら、契約書や通帳など資金授受の証拠を示して下さい。

第 4 被告らの白痴化は不審です

被告らの三つの証拠書面には、題名も署名も押印も日付も頁も有りませんでした。

4 人の一般人が、揃ってこのように非常識とは考えにくく、何か特別の意図を感じます。

「非常識は犯罪ではない」という牧島警察官の迷言を意識した行動と思われる。

以上